

令和3年度

第11回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月28日（金）午後1時25分～午後2時00分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	相澤 和幸	出
2	山崎 仁志	出	9	門 茂子	出
3	河崎 正己	出	10	山田 雅江	出
4	根本 篤和	出	11	加島 富浩	出
5	松崎 文一	出	12	熊野 信夫	出
6	川口 亜矢子	出	13	村上 浩保	出
7	泉 信之	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
5. 臨席者
6. 事務局 神 義宏事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席6番 川口 亜矢子 議席7番 泉 信之

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、只今から第 11 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さんには、何かとお忙しいなか、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>皆さんご存知の様に、依然としてコロナウイルス感染症は収まらず、北海道も緊急事態宣言が発令されている状況であります。本町に於きましても、特養施設の入居者や一部 75 歳以上の方のワクチン接種が始まり。ワクチンを接種しない事には、各種行動も出来ないことと思っております。また、農作業については、天候に恵まれ播種作業も進んでいましたが、ここに来て雨の間隔が近くなり、豆類の播種作業等で苦勞されていると思います。雨が多い関係で牧草の成長は昨年に比べて、伸びが良い状況です。今後天候が回復されて豆類の播種作業が順調に進むことを願っております。</p> <p>早速ですが、総会資料に基づいて総会の方を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 6 番、川口 委員、7 番、泉 委員にお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、事務局から経過報告等をお願ひします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等について、何かご質問等ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議案書 1 ページになります。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議</p>

	<p>題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。議案第1号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号1番」です。土地については統内 番地、地目は公簿畑で現況は農地・採草放牧地以外、面積は m²、調査地目は原野です。土地所有者及び申請者は統内 番地 さん、申請目的は地目変更登記のためとなっております。申請位置図は2ページに添付していますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては5月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番です。この土地については、全体的には笹藪ですが、小木等繁茂しており、数十年来畑として使用されていませんでしたので、直ぐ畑として使用できる状態ではありません。よろしくご審議の程お願いします。</p>
議 長	<p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号2番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号2番」です。土地については豊頃 番地、地目は公簿畑で現況は農地・採草放牧地以外です。面積は m²、調査地目は雑種地です。土地所有者は札幌市中央区大通東 丁目、申請者は、釧路市緑ヶ岡 丁目 番号 です。申請目的は地目変更登記のためとなっております。申請位置図は3ページに添付していますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても5月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります加島委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11番です。事務局から説明があった通りです。地目変更登記のためと言うことで、地域でも問題無いと言う事で現地調査をして来ました。ご審議</p>

	<p>の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 4 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めぬものでございませぬ。</p> <p>「番号 1 番から番号 3 番」全て基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件です。いずれも引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>「番号 1 番」の設定を受けていた方は牛首別 番地 さん、設定をしていた方は背負 番地 さんで土地については記載のとおりです。賃貸人の さんの申出により解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p> <p>続いて、「番号 2 番、番号 3 番」の設定を受けていた方は礼作別 番地 さん。「番号 2 番」の設定をしていた方は帯広市西 条南 丁目 の さん、「番号 3 番」の設定をしていた方は幕別町旭町 番地の さんです。土地については記載のとおりです。いずれも相続錯誤による所有者変更のため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございませぬましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 5 ページになります。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>

<p>次 長</p>	<p>議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の案件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めらるるものでございます。</p> <p>それでは番号 1 番です、申請人は統内 番地、土地は統内 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m²、転用区分は永久転用、転用の理由は格納庫を新たに建設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっています。</p> <p>続いて審査内容ですが 6 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で資金借入と一部自己資金となっています。工期は、許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積 m²の内 m²が建築・構築物敷地、m²が作業通路等敷地となっています。なお、権利を有する者の同意については、土地所有者であります、さんから同意書が、抵当権の設定を行っている から承諾書を頂いておりますので、報告させていただきます。また、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分は、すべて問題無いものと思われま。</p> <p>7 ページから 10 ページに位置図、求積図、配置図、立面図を添付していますので、ご確認をお願いします。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 5 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7 番です。事務局から説明があった通りでして、大型の機械に対応するために、新たに格納庫を建設すると言うことで、地域としても何ら問題無いと思っておりますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 11 ページになります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題とします。関連がございますので「番号 1 番、番号 2 番」を一括して説明をお願いします。</p>

<p>次 長</p>	<p>議案第 4 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」 ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは、12 ページをご覧ください「番号 1 番、番号 2 番」の利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までとなっています。</p> <p>「番号 1 番」の利用権の設定をする方は幕別町旭町 番地の さんです。土地については、農野牛 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 13 ページ、格子模様で表示しているところが本件の対象地です。また、14 ページに求積図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>続いて「番号 2 番」の設定をする方は帯広市西 条南 丁目 の さん、土地については、農野牛 番地ほか 筆、地目は公簿、宅地及び畑、現況は畑で、面積は合計 m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。13 ページの位置図に小さい点で表示しているところが本件の対象地ですのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番、番号 2 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 5 月 18 日に現地調査及び調整会議を行っております。調整委員長には、加島委員がなっておりますので、加島委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい 11 番です。只今、事務局の方から説明があったとおりです。議案第 2 号で合意解約した案件でございます。相続錯誤による所有権変更と言うことで、再度 さんと契約を行うと言う事で地域としても問題無いということですので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、加島委員の方からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

	<p>については北栄 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m^2です。対価の支払期限は令和 年 月 日、価格は 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。20 ページに位置図を添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>次に「番号 5 番」の設定を受ける方は、育素多 番地 、土地については育素多 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m^2です。対価の支払期限は令和 年 月 日、価格は 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。こちら、21 ページに位置図を添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>なお、番号 1 番から番号 5 番については、全て農地売買支援事業により、 から売渡を受けるもので、5 年間の保有期間を満たすことから、この度取得されるものです。</p> <p>以上で番号 1 番から番号 5 番の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員は 1 番については河崎委員、2 番は相澤委員、3 番は加島委員、4 番・5 番村上委員となりますので、それぞれ、ご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>委 員 はい 3 番です。事務局から説明があった通りでして、 との 5 年間の賃貸期間も満了し、農地も適正に管理されていることから、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>はい 8 番です。2 番の さんの案件についても同様に、農地も適正に管理されていることから、何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>はい 11 番です。3 番の さんの案件ですが、 との 5 年間の賃貸期間も満了し、地域的に何ら問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>はい 13 番です。4 番と 5 番の案件ですが、 との 5 年間の賃貸期間も満了し、この度売買と言うことになりました。農地も適正に使用され、何ら問題ないことから、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議 長 はい。只今、各委員の方から、ご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>委 員 ありません。</p>
--	---

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 22 ページになります。議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 6 号 「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」 ご説明いたします。このことについて、次により豊頃町長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見を附したいので、ご審議を求めるものです。</p> <p>それでは、議案 23 ページになります。「番号 1 番」についてご説明いたします。土地の表示は礼作別 番地 の内で、地目は公簿 畑、現況は山林、面積は m²。変更申出者は礼作別 番地 です。申請目的は従業員住宅建設のため。現在の用途区分は農地ですが、農用地区域から除外するものです。</p> <p>申請位置図は 24 ページから 27 ページに位置図、立面図及び、配置図を添付してございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 4 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 3 番です。この度 で、従業員住宅を建設と言うことで、住宅に隣接する農地として使用されていない土地と言う事で、問題ないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 本日の議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項等がございます。</p>
局 長	<p>(要旨) はい。</p> <p>1 「十勝振興局からのお知らせ」について 全国的に感染拡大が深刻化している新型コロナウイルス感染症について、「十勝</p>

<p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>閉 会</p>	<p>振興局からのお知らせ」を配布させて頂きました。感染防止に向けた取組みを継続している所ですが、一層の取組みについて重ねてお願い致します。</p> <p>2 「昇格辞令」について 5月17日に、井下会長から辞令を交付頂き、寺本君が、事務局次長（兼農地振興係長） 管理職へ昇格いたしましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>3 「クールビズの実施」について 例年実施されておりますクールビズについてであります。今年も6月から9月の末日まで、町議会そして町の各種会議等で実施されることとなりました。農業委員会の総会等におきましても同様に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどお願いしたいと思います。 以上となります。</p> <p>局長の説明に皆さんから、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>はい。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p> <p>（閉会の挨拶） みなさんのご協力を頂きまして、本日の総会も予定しておりました、議案書、協議事項等々、終了することができました。ありがとうございました。 天候が回復しだい、豆類の播種作業で忙しくなると思いますが、農作業事故には十分注意されまして作付け作業に励んで頂きたいと思っております。 また来月も、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>本日は、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>
--	---